

令和7年度名古屋市教育委員会意見第1号

訴訟上の和解について

平成28年12月■日、名古屋市立■中学校に勤務する教諭が、校長の指揮監督の下に従事していた業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受け、双極性障害を発症し、自殺しました。この件に関して提起された訴訟につき、裁判所の勧告に従い和解が成立する見込みです。

本件和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要があります、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和7年6月3日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

記

1 経緯

平成28年12月■日	本件発生
平成29年10月23日	本件に係る公務災害認定請求 以後、公務外認定されるも再審査請求
令和5年8月23日	公務外認定の取消しの裁決
令和5年10月4日	公務災害として認定
令和6年4月4日	原告らが名古屋地方裁判所に提訴
令和6年7月8日	第1回弁論準備手続期日
令和6年12月9日	被告名古屋市から原告らに対し、5600万円を支払う 旨の和解案を裁判所が提示
令和7年2月13日	原告らが上記和解案に合意
令和7年7月17日	和解期日（予定）

2 和解議案

別紙のとおり

(令和7年6月3日提出 総務部総務課)

(案)

令和7年第 号議案

訴訟上の和解について

下記のとおり、訴訟上の和解を行うものとする。

令和7年6月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 当事者、事件番号及び事件名

原告 名古屋市

被告 名古屋市外1名

名古屋地方裁判所令和6年(ワ)第1544号

国家賠償等請求事件

2 和解条項の骨子

(1) 被告名古屋市は、原告らに対して、解決金として金56,000,000円を支払う。

(2) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(理 由)

この案を提出したのは、本件訴訟に関し、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をする必要があるによる。

(参 考)

事件の概要

平成28年12月●日、名古屋市●の名古屋市長●中学校に勤務する教諭であった原告●の夫（本件当時36年）は、校長の指揮監督の下に従事していた業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受け、双極性障害を発症し、自殺した。

本件について、原告らは令和6年4月4日名古屋地方裁判所に対し本市及び愛知県を被告として損害賠償請求の訴えを提起し、審理がなされてきたが、裁判所の勧告により、このたび、訴訟上の和解が成立する見込みとなった。